

経費支弁に関する書類

以下①～③のいずれか該当するものを選び、それぞれ必要な書類の**原本**を全て提出してください。

いずれの場合も、(学校納付金)+(生活費月額8～10万円×希望する研究期間)以上の経費支弁計画が必要です。

※上記の金額は目安として示しています。在留資格認定証明書の審査では、経費についての明確な基準は示されていません。

審査の可否は本人の状況等により出入国在留管理庁で判断がなされますので、現在の状況を正確に記載してください。

①本人が経費を支弁する場合

- 「経費支弁計画書」(本学所定用紙)
- 本人名義の預金残高証明書
- 奨学金の支給証明書(※奨学金を受給している方のみ必要)
奨学金支給金額と支給期間が記載されているもの
- 本人の在職証明書と年間所得証明書
 - a. 既に日本に在留しアルバイトをしている場合は、アルバイト先が発行したもの
 - b. 新規に渡日する場合は、就職先が発行したもの

②本国からの送金による場合

- 「経費支弁計画書」(本学所定用紙)
- 「経費支弁書」(本学所定用紙) 2枚
 - ①送金者が「母国語」で記入したもの
 - ②志願者本人が「日本語訳」をして記入したもの※経費者が日本語で記入された場合は、②は不要です。
- 送金者名義の預金残高証明書
- 送金者の在職証明書
- 送金者の年間所得証明書
- 本人と送金者の関係を証する証明書

③日本在住者が経費を支弁する場合

- 「経費支弁計画書」(本学所定用紙)
- 経費支弁者本人が作成した「経費支弁書」(本学所定用紙)
- 「住民票の写し」(原本) ※支弁者が外国人の場合は、加えて在留カードの写し
- 経費支弁者名義の預金残高証明書
- 経費支弁者の在職証明書
- 経費支弁者に係る書類で次のうちいずれか一つ
 - a. 課税証明書(総所得が記載されたもの)
 - b. 源泉徴収票
 - c. 確定申告書控の写し
- 本人と経費支弁者の関係を証する証明書

※④には必ずハンコを押す、もしくはサインをしてください。